

不動産業の皆様へのお願い！

鹿児島県警察本部
刑事部組織犯罪対策課
暴力排除係
099-206-0110
(内線4414, 4416)



不動産取引からの暴力団等排除対策にモデル条項を新たに策定

皆様には、平素より、暴力団等反社会的勢力の排除に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、昨年4月1日、鹿児島県暴力団等排除活動の推進に関する条例が施行され、同条例で

暴力団事務所の開設防止

が規定され、これに伴い、皆様方には、協会から示された暴力団排除条項を活用されていることと思います。

全国的にも同様の施策が行われているところがありますが、「売買契約に関しては、契約金を受け取っていることから解約等の負担が大きい。」という声があり、今回、(社)全日本不動産協会等の不動産流通4団体が、不動産売買、住宅賃貸及び媒介各契約書に係る暴力団等反社会的勢力排除のためのモデル条項を新たに策定し、各都道府県協会等に導入を要請したところです。

そこで、今回、新たに策定されたモデル条項を活用し、更なる暴力団等反社会的勢力の排除のため、ご協力をお願い申し上げるとともに、疑わしい者については、積極的に管轄警察署への相談をお願い致します。

「暴力団排除活動の推進に関する条例」の制定
(平成23年4月1日施行)



この条例は、鹿児島県から暴力団を排除するため
○ 暴力団の排除活動の推進施策
○ 暴力団事務所の開設の防止策等を定めています。

「日本一のくらし先進県を目指して！」

鹿児島県

犯罪インフラ対策に御協力を！

現在、県警では、犯罪を助長し、又は容易にする基盤となっているものを犯罪インフラとして、その実態解明と取締りを強化しています。犯罪インフラの中でも、全国では

- 不法残留である、ブラジル人窃盗グループの構成員が、他のブラジル人が契約者となって居宅を使用した事案
- 不法残留である、中国人窃盗グループの構成員が、在留資格を有する別の中国人が契約した居室を使用した事案
- 振り込め詐欺グループが、他人名義で契約したアパートをアจトとして使用した事案

など違法に賃貸借契約を締結し、不法滞在者等に住居を斡旋する事案が多発しています。

そこで、皆様に、これら不正住居斡旋事案を未然に防止するため

- ・不正住居斡旋の注意喚起
- ・契約時の本人確認の徹底
- ・マンション等における不法滞在者等の居住実態の把握

をお願い致します。

疑わしい者の居住を確認した際は、些細なことでも結構ですので管轄の警察署、若しくは県警本部組織犯罪対策課までお知らせ下さい。

